

令和5年第5回大玉村議会定例会会議録

第1日 令和5年9月11日（月曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1番 館下憲一	2番 渡邊初治	3番 菅原貴子
4番 渡邊啓子	5番 斎藤信一	6番 松本昇
7番 本多保夫	8番 佐原佐百合	9番 鈴木康広
10番 須藤軍蔵	11番 武田悦子	12番 押山義則

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村長	押山利一	副村長	武田正男
教育長	渡辺敏弘	総務部長兼総務課長	押山正弘
住民福祉部長	作田純一	産業建設部長	菅野昭裕
政策推進課長	鈴木真一	税務課長	菊地健
住民生活課長	後藤隆	健康福祉課長	安田春好
産業課長	藤田良男	建設課長	杉原仁
環境保全課長	伊藤寿夫	会計管理者兼出納室長	菊地美和
教育総務課長	橋本哲夫	生涯学習課長	渡辺雅彦
農業委員会事務局長	神野藤浩和	代表監査委員	甲野藤健一

4. 本会議案件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

会期の決定

諸般の報告

行政報告

議案の一括上程（議案第58号から議案第74号並びに報告第2号から報告第3号）

議案第58号 大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について

議案第59号 大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

議案第60号 令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について

議案第61号 令和4年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第62号 令和4年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について

て

議案第 6 3 号 令和 4 年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定
について

議案第 6 4 号 令和 4 年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6 5 号 令和 4 年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第 6 6 号 令和 4 年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に
ついて

議案第 6 7 号 令和 4 年度大玉村水道事業会計決算認定について

議案第 6 8 号 令和 5 年度大玉村一般会計補正予算について

議案第 6 9 号 令和 5 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について

議案第 7 0 号 令和 5 年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について

議案第 7 1 号 令和 5 年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第 7 2 号 令和 5 年度大玉村土地取得特別会計補正予算について

議案第 7 3 号 令和 5 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について

議案第 7 4 号 令和 5 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について

報告第 2 号 健全化判断比率の報告について

報告第 3 号 資金不足比率の報告について

提案理由の説明

決算審査報告（監査委員）

請願・陳情について（委員会付託）

5. 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、三瓶隆弘、鈴木裕也

会 議 の 経 過

○議長（押山義則） おはようございます。令和5年第5回9月定例会が招集されましたところ、出席ご苦労さまでございます。ただいまの出席議員は、12名全員であります。定足数に達しておりますので、令和5年第5回大玉村議会定例会を開会いたします。

なお、産業建設部長、菅野昭裕君から欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、1番館下憲一君、2番渡邊初治君を指名いたします。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。10番。

○議会運営委員長（須藤軍蔵） おはようございます。

令和5年第5回9月定例会に当たりましては、さきに閉会中の継続調査といたしておりました今期定例会の会期日程等について、去る9月7日午前9時より、第1委員会室におきまして議会運営委員会を開催し、調査を行いました。その経過と結果について、以下、ご報告を申し上げます。

委員会は、議長出席の下、全委員出席、さらに当局から総務部長の出席を求め、提出議案の概要の説明を受け、会期及び議事日程等について、次のように決定いたしました。

今期定例会に提出される事件は、村長提出の議案等19件で、その内容は、条例改正案件2件、決算認定案件8件、補正予算案件7件及び報告2件の、合わせて19件であります。

また、今期定例会の一般質問者は8名であります。

よって、会期につきましては、本日9月11日から21日までの11日間と決定いたしました。

また、審議日程につきましては、

本日11日 本会議 行政報告、議案の一括上程、提案理由の説明、監査委員の決算審査報告、請願・陳情の委員会付託、委員会

9月12日 休会（議案調査のため）

9月13日 本会議 一般質問 6名

- 9月14日 本会議 一般質問 2名、令和4年度歳入歳出決算認定議案に対する総括質疑及び令和4年度歳入歳出決算認定議案の委員会付託
- 9月15日 委員会（付託事件の審査）
- 9月16日 休会
- 9月17日 休会
- 9月18日 休会
- 9月19日 委員会（付託事件の審査）
- 9月20日 委員会（付託事件の審査）
- 9月21日 本会議 議案審議、付託事件の委員長審査報告及び審議、閉会中の継続調査申出

という日程で行います。

なお、決算議会でありますので、代表監査委員に、本日11日及び14日の本会議に出席を求めています。

また、会期日程第4日目の9月14日の総括質疑は、令和4年度歳入歳出決算認定議案についての質疑です。質疑は、原則として自ら所属する常任委員会の決算項目以外の質疑内容とし、歳入歳出決算書及び執行成果報告書のページ数を明らかにし、議題に供された内容とするよう、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

以上のように、委員会として全委員一致をもって決定をいたしましたので、何とぞご審議の上、ご賛同を賜りますようお願いを申し上げます、報告といたします。

○議長（押山義則） お諮りいたします。

会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

よって、会期日程については、ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり決定しました。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告につきましては、例月出納検査の結果報告、説明員の報告、今期定例会までに受理した請願・陳情書及び議員派遣の結果についてであり、内容は配付いたしました報告書のとおりであります。

なお、今定例会は決算議会でもありますので、甲野藤健一代表監査委員に出席をいただいております。

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 日程第4、村長より行政報告を求めます。村長。

○村長（押山利一） ご苦労さまでございます。

本日、第5回定例会の招集をお願いいたしましたところ、議員の皆様方には何かとご多用の中ご出席を賜り、提出案件のご審議を賜りますこと、感謝申し上げます。

また、代表監査委員にご出席をいただいております。ご苦労さまでございます。

今次定例会に当たり、現時点における本年度の事務事業につきましては、お手元に配付の別紙をもって行政報告とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（押山義則） 行政報告が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第5、議案第58号から議案第74号並びに報告第2号から報告第3号を一括上程いたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局。

○書記（三瓶隆弘） 別紙議案書により朗読。

○議長（押山義則） 事務局職員の朗読が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第6、村長より提案理由の説明を求めます。

なお、説明に当たっては、まずは議案第58号から議案第67号までの説明をお願いいたします。村長。

○村長（押山利一） 本定例会における提出議案は、条例改正案2件、決算認定8件、補正予算案7件、報告2件、合わせて19件であります。

それでは、議案第58号、大玉村税特別措置条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、令和5年度中小企業関連の税制改正において、地域未来投資促進法の適用期間が2か年延長されたことに伴い、基本計画を策定する福島県においても期間の延長が措置されました。

これに伴い、福島県税特別措置条例の一部を改正する条例が令和5年7月に公布され、令和5年4月1日から適用されたことに伴い、本村が県北エリアを対象とする基本計画に組み込まれていることから、本条例の改正が必要となったため、所要の改正を行うものであり、法令及び県の基本計画に合わせ、適用期間を令和7年3月31日まで2か年延長するものであります。

また、附則では、施行期日及び経過措置について定めるものであります。

次に、議案第59号、大玉村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

本案につきましては、こども家庭庁において「放課後児童健全育成事業実施要綱」を制定し、令和5年4月1日より適用されたことに伴い、本条例を改正するものであります。

附則第2条は、職員に関する経過措置の改正であり、現行の期限を無期限化するために「当分の間」と改めた上で、放課後児童支援員認定資格研修を2年以内に修了予定である者を支援員とみなす規定に改めるものであります。

続きまして、令和4年度の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算の概要についてご説明を申し上げます。

水道事業会計を除く7会計における歳入決算総額は77億9,173万

3, 522円、歳出決算総額は72億3, 519万5, 555円となり、歳入歳出差引残額は5億5, 653万7, 967円となりました。

令和4年度の会計全般につきましては、去る8月18日から25日までの日程により監査委員に決算審査をお願いしたところでありまして、「決算及び財政健全化等審査意見書」と決算資料である「成果報告書」を添えて、議会の認定に付するものであります。

では、議案第60号、令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

決算書94ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。

一般会計の歳入総額が58億2, 539万6, 006円、歳出総額が53億4, 679万2, 562円となり、翌年度に繰越しすべき財源671万6, 000円を差し引いた実質収支額は4億7, 188万7, 444円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で4.8%減、歳出で3.9%減、実質収支では5.9%減となりました。

財産に関しては96ページからの「財産に関する調書」に記載のとおりであり、地方債現在高の現況につきましては103ページからの調書のとおりであります。

また、これら事務事業の執行概要につきましては「成果報告書」に掲載のとおりであります。

なお、一般会計を主とした普通会計の決算状況で明らかとなる財政各指標につきましては、成果報告書に掲載のとおりであります。まず財政の弾力性を表す経常収支比率は84.5%（前年度75.9%）、財政力指数0.36（前年度0.371）、公債費比率7.7%（前年度6.8%）、実質公債費比率7.3%（前年度7.2%）という状況であり、このほか実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率などの財政健全化法に基づく指標も含め、いずれも基準内数値であり、その内容は審査意見書や報告書のとおりであります。

地方債は、4年度末現在高で38億5, 205万6, 000円であります。このうち46.1%に当たる17億7, 672万2, 000円ほどが、国が地方財政の財源不足を補うため、普通交付税と一体となって発行を許可する特例債である臨時財政対策債であり、後年度に全額交付税措置されるものであります。

次に、議案第61号、令和4年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

136ページをお開きください。

歳入総額が8億7, 637万1, 809円、歳出総額が8億3, 613万4, 852円であり、実質収支額が4, 023万6, 957円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で7.4%減、歳出で7.0%減、実質収支で14.5%減となりました。

また、財産に関しては137ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行

については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第62号、令和4年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

150ページをお開きください。

歳入総額が715万9,317円、歳出総額が430万9,736円であり、実質収支額が284万9,581円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で26.9%減、歳出で33.4%の減、実質収支で14.3%減となりました。

また、財産に関しては152ページからの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第63号、令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

166ページをお開きください。

歳入総額が1億5,057万5,378円、歳出総額が1億4,927万637円であり、実質収支額は130万4,741円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で24.6%増、歳出で27.0%増、実質収支で60.0%減となりました。

財産に関しては168ページの調書のとおりであり、地方債の現在高の現況については170ページに記載のとおりであります。

また、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第64号、令和4年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

182ページをお開きください。

この会計は、基金による土地の取得と、財産収入での基金への戻入れといった定額運用の基金会計であるため、決算額が歳入歳出とも同額の5,099万9,537円となったものであります。

財産に関しては183ページの調書のとおりであり、これら事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第65号、令和4年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

212ページをお開きください。

歳入総額が8億51万4,442円、歳出総額が7億6,976万8,515円であり、実質収支額は3,074万5,927円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で5.1%増、歳出で5.8%増、実質収支で10.1%減となりました。

財産に関しては213ページの調書のとおりであり、これらの事務事業の執行につきましては「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第66号、令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

230ページをお開きください。

歳入総額が8,071万7,033円、歳出総額が7,791万9,716円であり、実質収支額は279万7,317円となりました。これらを前年度と比較いたしますと、歳入で8.1%増、歳出で7.4%増、実質収支で29.2%増となっております。事務事業の執行については「成果報告書」掲載のとおりであります。

次に、議案第67号、令和4年度大玉村水道事業会計歳入歳出決算認定について申し上げます。

232ページをお開きください。

予算第3条で定めた収益的収支の決算は、水道事業収益で1億7,818万7,486円、水道事業費用で1億4,541万7,328円となり、対前年度比は収益で2.0%の増、費用で4.4%の増となったものであります。

234ページをお開きください。

予算第4条で定めた資本的収支の決算は、資本的収入で5,027万1,000円、資本的支出が1億2,565万6,673円となり、不足する額は、234ページ下段の記載のとおり留保資金等で補填を行い、決算したものであります。

236ページは、令和4年度の損益計算書であります。

給水収益などの営業収益で1億3,566万7,700円、維持管理などの営業費用で1億3,079万8,079円、受取利息などの営業外収益で2,853万6,716円、支払利息などの営業外費用で1,187万2,796円となり、これらの収支差引きにより2,153万3,541円の当年度純利益となりました。

237ページは、水道資産の状況を示した貸借対照表であります。

有形固定資産合計は17億3,046万6,192円、無形固定資産合計が80万143円、現金預金・未収金などの流動資産合計が3億2,258万2,498円であり、資産の部の合計は20億5,384万8,833円となるものであります。

238ページの負債の部、固定負債の企業債は8億8,512万6,972円、未払金などの流動負債は481万556円、長期前受金などの繰延収益は4億7,091万2,508円、資本の部は記載のとおりでありまして、負債・資本合計は、資産の部の合計と同額となるものであります。

239ページは、剰余金計算書であります。

まず、利益剰余金の部では、減債基金積立金、建設改良積立金の合計は4,000万2,221円、当年度純利益2,153万3,541円を加えた当年度未処分利益剰余金は3,429万3,488円であります。

240ページの資本剰余金の部は、受贈財産評価額、工事負担金、国県補助金、繰入金の合計となる翌年度繰越資本剰余金1,122万2,112円であり、下段は剰余金処分計算書であります。

241ページからは、キャッシュ・フロー計算書、財務諸表附属調書として損益計算書、貸借対照表等の明細書であります。

252ページからは、給水の状況などをまとめた事業報告書であります。

以上、令和4年度における各会計の決算についてご説明を申し上げます。

○議長（押山義則） 議案第58号から議案第67号までの提案理由の説明が終わりました。

ここで、監査委員より決算審査についての報告を求めます。代表監査委員、甲野藤健一君。

○代表監査委員（甲野藤健一） おはようございます。代表監査委員の甲野藤健一です。

皆様、8月の大玉村議会議員一般選挙でご当選、誠におめでとうございます。私から一言ですけれども、立法機関として、住民の福祉の向上にさらなる努力をお願い申し上げます。

それでは、私のほうから、昨年度の令和4年度の決算審査の意見について意見を申し上げます。

お手元に決算審査意見書というのがありますので、お開きいただきたいと思います。1ページです。

令和4年度大玉村一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書

第1 審査の対象

令和4年度大玉村一般会計歳入歳出決算

令和4年度大玉村国民健康保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度大玉村玉井財産区特別会計歳入歳出決算

令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

令和4年度大玉村土地取得特別会計歳入歳出決算

令和4年度大玉村介護保険特別会計歳入歳出決算

令和4年度大玉村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

第2 審査の期間

令和5年8月18日から8月25日において行いました。

第3 審査の場所は、ここ大玉村役場になります。

第4 審査の方法

審査に当たりましては、村長から送付された令和4年度一般会計及び特別会計（水道事業を除く。以下同じ。）歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書（以下決算諸表という。）について、諸帳簿、証票類と照合し、さらには関係職員の説明を求め、決算計数の確認と予算が法令等に適合して適正かつ効率的に執行されているか、以下の項目について審査をいたしました。

歳入関係では、

- ①違法または不当な調定及び調定漏れはないか。
- ②調定の取消し、更正の根拠及び手続は適正か。
- ③調定の時期及び手続は適正か。
- ④収入済額は予算現額に比して著しく差異はないか。また、前年度と比較して著しい増減はないか。
- ⑤収入済額は調定額に比して著しい差異はないか。また、前年度と比較して収入率

の著しい低下しているものはないか。

⑥収入方法、収入時期は適切か。継続的に遅れているものはないか。

⑦収入未済額、不納欠損処分及び滞納処分停止の事務処理は適切か。

⑧減免、分納等の理由は適正か。

⑨不当に債権を放棄しているものはないか。

⑩国庫支出金、県支出金、負担金、公債収入等特に歳出と関連のあるものの支出に対応する収入確保の措置は適正か。

歳出関係を申し上げます。

①事務事業の計画に対する進捗状況は妥当か。

②予算額に比して多額の不用額を生じているものはないか。また、不用の生じた理由は何か。

次ページ、2ページになります。

③予算の流用増減額の理由及び手続は適正であるか。

④当面必要としない物件の購入等による予算の冗費支出はないか。

⑤委託料、工事請負費等の支出の時期及び額は適切か。また、検査検収は確実に行われているか。

⑥補助金、交付金等の支出の必要性、有効性、時期及び額は妥当か。また、精算報告は確実に行われているか。

⑦繰越明許の理由及び手続は適正か。

財産、基金関係を申し上げます。

①行政財産、普通財産の異動増減の理由及び処理は適正か。

②貸付（使用許可）の理由及び条件等は適切か。

③不法占拠はないか。

④基金の運用状況に関する調書の計数は会計管理者及び各予算管理課保管の基金台帳、整理簿等と一致しているか。

これらを主眼に決算審査を行いました。

第5 審査の結果を申し上げます。

1 審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書並びにその他政令で定める調書等の資料は、いずれも法令に準拠して作成され、一般会計歳入歳出決算書及び特別会計歳入歳出決算書とも、款、項、目、節などの計数も正確に記載されており、適正な執行がされたものと認める。

2 財政健全化判断比率及び公営企業不足比率については、算定の基礎となる事項を記載した書類に基づき審査をしましたが、適正に作成されており、基準をクリアしていた。

3 基金について、計数及び運用状況は、適正に管理運用されていた。

4 行政財産及び普通財産については、適正に管理されていた。

第6 審査の意見を申し上げます。

令和4年度普通会計決算状況を見ると、歳入総額58億2,539万8,000円

のうち地方税10億508万1,000円、地方交付税20億612万4,000円であり、歳出総額53億4,679万4,000円のうち人件費10億7,250万3,000円、公債費4億5,932万3,000円、物件費6億7,360万6,000円である。経常収支比率は84.5%で、対前年度で8.6ポイント増加した。

令和4年度予算執行に関する事務処理は、毎月実施している例月出納検査及び2月に実施した定期監査において審査し、また、決算審査においても個別事項の指導を行い、改善を求めています。なお、下記事項を付して決算審査の意見といたします。

記。

1. 収入未済額は、村税5,071万1,912円うち現年分が772万3,459円、公営住宅使用料479万500円のうち現年分346万1,900円、国民健康保険税6,724万984円のうち現年分が976万3,000円、農業集落排水事業使用料922万860円のうち現年分120万1,220円、介護保険料284万8,040円のうち現年分が55万7,400円でありました。

それで、意見として申し上げますが、民事上の手続が必要な公営住宅使用料等、これは私債権になりますけれども、法手続、民法の手続により、収入未済額の解消に取り組むようお願い申し上げます。

2. 公共施設において、特に屋根、外壁が経年劣化している施設が多く見られる。早急に調査を行って、公共施設の維持管理に努めていただきたい。

これが一般会計の意見書であります。

次に、審査の概要については、3ページ以降はご覧になっていただきたいと思えます。

次に、水道事業会計決算意見書を申し上げます。

9ページです。

第1 審査の対象

審査の対象 令和4年度大玉村水道事業会計決算

審査の期間 令和5年8月18日から8月25日

審査の場所 大玉村役場

審査の手続 この決算審査に当たっては、管理者から提出された決算書類が、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検討するため、会計帳簿・証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続を実施したほか、必要と認められるその他の審査手続を実施いたしました。

第2 審査の結果

審査に付された決算諸表は、地方公営企業法及び同施行令、その他関係法令の定めるところにより整理されており、令和4年度末における事業会計の現金残高は預金残高と一致した。予算の執行状況についても関係法令に従い適正妥当なものと認められた。さらに、水道事業の経営成績及び財政状態も適正に表示しているものと認めた。

また、財産、物品等については、年度中の増減並びに年度末現在高が関係台帳及び

書類と符合し適正であった。

第3 審査の意見を申し上げます。

水道料金未収金は1,353万8,855円であります。未収金の解消に努められたい。これも水道事業の私債権に入りますので、民法上の手続が必要だというふうに考えます。

あともう一点、電気料金の高騰等によって経常利益の減少が今後見込まれますので、電気料金の高騰分を水道料金に反映させるよう努力されたい。

決算の概要については、ご覧になっていただきたいと思います。

次に、12ページをお開きいただきたいと思います。

令和4年度財政健全化審査意見書

12ページです。

1 審査の概要

この財政健全化審査は、村長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果

(1) 総合意見

審査に付された下記、健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

表の中で、実質赤字比率はありませんので、連結実質赤字比率もない。実質公債費比率が本年は7.3%ということで早期健全化基準を大きく下回っているので、特に問題はないということでございます。

(2) 個別意見

①実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は7.3%となっており、早期健全化基準の25%と比較すると、これを下回っている。

②将来負担比率についても、350%よりも下回っている。

(3) 是正改善を要する事項は、特にないということであります。

13ページをお開きいただきます。

令和4年度大玉村水道事業会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施しました。

2 審査の結果を申し上げます。

(1) 審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

ここについては、資金不足が生じておりませんので、省かせていただきます。

次に、14ページ。

令和4年度大玉村農業集落排水事業特別会計経営健全化審査意見書

1 審査の概要

この経営健全化審査は、村長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が、適正に作成されているかどうかを主眼として実施いたしました。

2 審査の結果

これらについても、資金不足は生じておりませんので、省かせていただきます。特に改善すべき事項はないということでもあります。

以上、申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（押山義則） 決算審査の報告が終わりました。

引き続き、村長より議案第68号から報告第3号までの提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（押山利一） それでは続きまして、説明を申し上げます。

議案第68号から議案第74号、令和5年度各会計補正予算について、概要のみご説明申し上げ、詳細につきましては総務部長に説明をさせます。

それでは、議案第68号、令和5年度大玉村一般会計補正予算について申し上げます。

今回の補正は、前年度決算による繰越金や地方交付税の確定額を主な財源として、今後見込まれる事務事業に対応する予算の編成を行ったところでもあります。

それでは、予算書によりご説明を申し上げます。

1ページをお開き願います。

補正予算第3号は、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ6億4,875万6,000円を追加し、予算の総額を51億8,407万4,000円とするものであります。

また、補正予算第2条は、4ページに掲載の第2表のとおり、地方債の補正であります。

次に、議案第69号、令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について申し上げます。

49ページをお開き願います。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ823万5,000円を追加し、予算の総額を8億7,084万1,000円とするものであります。

次に、議案第70号、令和5年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について申し上げます。

57ページをお開き願います。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ84万9,000円を追加し、予算の総額を818万4,000円とするものであります。

次に、議案第71号、令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算につい

て申し上げます。

65ページをお開きください。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものでありまして、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ130万3,000円を追加し、予算の総額を1億3,631万9,000円とするものであります。

議案第72号、令和5年度大玉村土地取得特別会計補正予算について申し上げます。

73ページをお開きください。

今回の補正は、土地開発基金の積立額を増額するための予算の編成を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ7,022万2,000円を追加し、予算の総額を7,027万4,000円とするものであります。

次に、議案第73号、令和5年度大玉村介護保険特別会計補正予算について申し上げます。

81ページをお開きください。

今回の補正は、前年度決算の確定による各費目の精算のための編成を行い、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ5,720万円を追加し、予算の総額を8億4,114万9,000円とするものであります。

次に、議案第74号、令和5年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について申し上げます。

95ページをお開きください。

今回の補正は、繰越金の確定に伴う予算の編成をしたものであり、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ279万6,000円を追加し、予算の総額を8,204万8,000円とするものであります。

続きまして、報告第2号、健全化判断比率の報告について、報告第3号、資金不足比率の報告については、資料をご覧ください。

以上のとおり、提案理由の説明を申し上げます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） 命により、議案第68号から議案第74号、令和5年度各会計補正予算についてご説明を申し上げます。

先ほどご覧をいただいております令和5年度一般会計・特別会計補正予算書並びに説明書、こちらのほうをご覧くださいと思います。

それでは、議案第68号、令和5年度大玉村一般会計補正予算についてご説明を申し上げます。

歳出からご説明申し上げます。

補正予算書の14ページをお開き願います。

款1議会費は、12万4,000円の補正計上であります。

款2総務費は、総額3億3,734万6,000円の補正計上であります。

主な事業として、中段の文書広報費の事項②情報処理に要する経費は、個人情報保

護法安全管理措置対応業務委託料 352万円を含め、合わせて516万8,000円の補正計上であります。

16ページをお開き願います。

財産管理費の事項②公共用地の取得に要する経費では、今後予定されております大型事業に対応するため、土地開発基金への積立てを目的とした土地取得特別会計繰出金7,000万円を含め、7,022万1,000円の補正計上であります。

企画費の事項⑤定住促進対策に要する経費は、大山字大江田中地内の3区画に係る定住促進住宅団地造成事業補助金150万円の補正計上であります。

下段から18ページにかけての交通対策費の事項①交通安全対策に要する経費は、大型の交通安全看板撤去工事費38万5,000円を含め、合わせて79万1,000円の補正計上であります。

18ページをお開き願います。

基金費は、繰越金の確定による剰余金処分として、財政調整基金に2億4,000万円の積立てを行うほか、ふるさと応援基金積立金600万円の補正計上であります。

諸費の事項②防犯対策に要する経費は、申請及び相談件数の増加に対応した防犯カメラ等設置補助金50万円を含め、合わせて144万円の補正計上であります。

国内外交流費の事項①国内外交流事業に要する経費は、昨年度と同額となるマチュピチュサンタプロジェクト負担金50万円を含め、合わせて104万円の補正計上であります。

下段の新型コロナウイルス感染症対策費の事項①飲食店等応援前払利用券発行支援に要する経費は、好評を得ている利用券の追加発行経費として419万円、事項②の電動機械導入支援に要する経費も、同理由により50万円の補正計上であります。

20ページをお開き願います。

下段からの款3民生費は、総額3,265万2,000円の補正計上であります。

主な事業として、社会福祉総務費の事項①職員人件費等、社会福祉に係る共通経費は、地域福祉計画策定業務委託料610万5,000円の補正計上であります。

事項④社会福祉関係団体に要する経費は、令和4年3月16日に発生した地震によって被災した村内の忠霊塔、慰霊塔の修繕費に対する補助金130万8,000円を含め、164万4,000円の補正計上であります。

下段から22ページにかけての事項⑩物価高騰緊急福祉支援事業に要する経費は、県補助事業を活用し、非課税世帯のうち、要件に該当する世帯を対象に村共通商品券1万円分を支給するための経費480万1,000円の補正計上であります。

22ページをお開き願います。

老人福祉費の事項⑧地域包括ケアシステム深化・推進事業に要する経費は、医療と介護の連携強化や地域包括ケアシステムを推進するための経費103万2,000円の補正計上であります。

24ページをお開き願います。

児童福祉総務費の事項③少子化対策に要する経費は、すこやか祝金150万円や結婚新生活支援補助金150万円など、合わせて295万円の補正計上であります。

26ページをお開き願います。

款4衛生費は、総額3,308万1,000円の補正計上であります。

主な事業として、保健衛生総務費の事項②保健衛生共通事務に要する経費は、本年4月から運用を開始している「福島県緊急電話相談事業#7119」の本村負担金28万3,000円の補正計上であります。

予防費の事項①乳幼児健康管理に要する経費は、国庫補助金の活用により3歳児健診において視力検査機器を導入し、弱視や屈折異常の早期発見・早期治療につなげるための健診事業備品購入経費145万2,000円を含め、合わせて156万7,000円の補正計上であります。

28ページをお開き願います。

中段の環境衛生費の事項①生活環境対策等に要する経費は、いぐね景観の保全を目的とし、伐採後のいぐね再生植林を実施する方を対象に、少花粉品種の杉苗等を提供するための経費14万円を含め、合わせて29万円の補正計上であります。

30ページをお開き願います。

款6農林水産業費は、総額5,872万円の補正計上であります。

主な事業として、中段の農業振興費の事項⑤農業サポートセンターの管理運営に要する経費は、不足が見込まれる電気料や燃料費に対応した指定管理業務委託料20万円の補正計上であります。

畜産業費の事項②堆肥センターの運営に要する経費は、堆肥販売用のトンバッグ袋詰め作業に必要なベルトコンベア導入に係る農業振興公社支援事業補助金64万7,000円の補正計上であります。

農地費の事項①農業農村整備に要する経費は、荒池地区に係る県営農村地域防災減災事業負担金132万円と同事業に伴う土地連特別賦課金1万8,000円の補正計上であります。

下段の環境改善センター管理費の農村環境改善センターの管理に要する経費は、北側砂利駐車場舗装工事費1,700万円の補正計上であります。

32ページをお開き願います。

林業振興費の事項①林業の振興に要する経費は、県補助金10分の10を活用し、板倉山及び又兵衛山地区を対象とした広葉樹林再生事業委託料3,781万2,000円の補正計上であります。

款7商工費は、総額614万3,000円の補正計上であります。

主な事業として、中段の観光費の事項①観光の振興に要する経費は、ふれあい広場にぎわい創出事業補助金150万円など、合わせて123万円の補正計上であります。

事項③アットホームおおたま管理に要する経費は、貯水槽長寿命化修繕工事費360万8,000円や、大広間等の照明器具をLED化するための経費を合わせ、483万円の補正計上であります。

下段からの款8土木費は、総額9,443万3,000円の補正計上であります。
34ページをお開き願います。

主な事業として、道路維持費の事項①道路維持に要する経費は、除雪委託料1,000万円や道路等維持補修工事費4,000万円など、合わせて5,240万円の補正計上であります。

河川総務費の事項②水害ハザードマップ作成に要する経費は、福島県の指定を受けた洪水浸水想定区域を表示した水害ハザードマップ作成業務委託料880万円の補正計上であります。

36ページをお開き願います。

住宅管理費の事項①公営住宅の管理に要する経費は、村営住宅等管理基金積立金3,000万円を含め、合わせて3,020万円の補正計上であります。

款9消防費は、消防団の活動に要する経費に107万6,000円、消防施設の整備に要する経費に101万4,000円の補正計上であります。

下段の款10教育費は、総額6,424万5,000円の補正計上であります。

38ページをお開き願います。

主な事業として、事務局費の事項⑬小中学校雪上体育体験に要する経費は、スキー教室開催経費543万6,000円の補正計上であります。

40ページをお開き願います。

小学校費の学校管理費、事項②小学校の管理運営に要する経費（大山小学校）は、校門扉設置工事費93万3,000円を含め、合わせて425万4,000円の補正計上であります。

以下、42ページ下段にかけての小学校費、中学校費、幼稚園費は、消耗品費、電気料、施設修繕料などの管理運営経費に係る補正計上であります。

44ページをお開き願います。

中段のふるさとホール管理費の事項①ふるさとホールの管理運営に要する経費は、施設内の空調設備である冷温水発生機械の修繕料743万8,000円を含め、合わせて763万7,000円の補正計上であります。

体育施設費の事項①体育館・運動場の管理に要する経費は、屋内運動場にカーテンを設置するための工事費134万9,000円を含め、合わせて255万5,000円の補正計上であります。

46ページにかけての事項②プール・テニスコートの管理に要する経費は、需用費の施設修繕料において、村民プールの変電設備改修費及びA重油地下タンク修繕費など合わせて728万8,000円、46ページの委託料において、低濃度PCBを含む変電装置処理業務委託料66万円など、合わせて1,340万9,000円の補正計上であります。

款11災害復旧費は、財源調整であります。

款14予備費は、今後の未確定要素への対応も含め、調整財源として1,992万2,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

8ページをお開き願います。

款10 地方特例交付金は78万3,000円の減額、款11 地方交付税は、普通交付税交付金の確定により2億4,979万円の補正計上であります。

款15 国庫支出金の民生費国庫負担金は110万2,000円、衛生費国庫負担金は181万1,000円の補正計上であります。

総務費国庫補助金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金で161万2,000円、衛生費国庫補助金は、母子保健対策強化事業費補助金等で81万7,000円、土木費国庫補助金は、社会資本整備総合交付金で440万円、災害復旧費国庫補助金は、公共土木施設災害復旧補助金で1,636万4,000円の補正計上であります。

10ページをお開き願います。

民生費委託金は、特別児童扶養手当支給事務費で8,000円の補正計上でありませ

す。

款16 県支出金の民生費県負担金は、55万1,000円の補正計上であります。

総務費県補助金は35万8,000円の減額、民生費県補助金は、物価高騰対応生活困窮世帯緊急補助事業費など、合わせて963万8,000円の補正計上であります。

農林水産業費県補助金は、広葉樹林再生事業補助金で3,781万2,000円、教育費県補助金は72万6,000円、総務費委託金は7,000円の補正計上であります。

下段の款18 寄付金は、個人1名からの寄付金で50万円の補正計上であります。

12ページをお開き願います。

款19 繰入金の介護保険特別会計繰入金は、前年度における介護保険特別会計の決算による精算戻入れ996万円の補正計上であります。

財政調整基金繰入金は6,000万円、減債基金繰入金も3,000万円を、いずれも取崩しを減額計上するものであります。

款20 繰越金は、前年度繰越金として3億9,188万7,000円の補正計上であります。

款21 諸収入の雑入は、441万2,000円の補正計上であります。

款22 村債の農林水産業債は120万円、土木債は450万円の補正計上であります。

臨時財政対策債は、普通交付税の確定に伴い発行可能額が確定したため、530万円の減額計上であります。

なお、臨時財政対策債は、地方の財源不足を補うため普通交付税と併せて発行が認められる一般財源であり、後年度の交付税算定の中で返済額全額が交付税措置されるものであります。

災害復旧債は、810万円の補正計上であります。

以上、一般会計補正予算についてご説明を申し上げました。

○議長（押山義則） ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時20分といたします。

（午前11時05分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 再開いたします。

（午前11時20分）

◇ ◇ ◇

○議長（押山義則） 引き続き、提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長兼総務課長（押山正弘） それでは、引き続き、補正予算のご説明を行わせていただきます。

議案第69号、令和5年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明を申し上げます。

54ページをお開き願います。

款2保険給付費の一般被保険者療養費は100万円、款8諸支出金の一般被保険者保険税還付金も100万円の補正計上であります。

款9予備費は、財源を調整し623万5,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

52ページをお開き願います。

款3県支出金の保険給付費等交付金は、100万円の補正計上であります。

款6繰越金は、前年度決算の確定により723万5,000円の補正計上であります。

以上、大玉村国民健康保険特別会計補正予算についてご説明を申し上げました。

次に、議案第70号、令和5年度大玉村玉井財産区特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

62ページをお開き願います。

款1総務費の一般管理費は6万2,000円、款2農林水産業費の林業振興費は42万円の補正計上であります。

款3予備費は、財源を調整し36万7,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明を申し上げます。

60ページをお開き願います。

款2繰越金は、前年度決算の確定により84万9,000円の補正計上であります。

以上、大玉村玉井財産区特別会計補正予算についてご説明申し上げました。

次に、議案第71号、令和5年度大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

70ページをお開き願います。

款3予備費は、財源を調整し130万3,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

68ページをお開き願います。

款3繰越金は、前年度決算の確定により130万3,000円の補正計上であります。

以上、大玉村農業集落排水事業特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第72号、令和5年度大玉村土地取得特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

78ページをお開き願います。

款1土地開発基金費は、基金積立金7,022万2,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

76ページをお開き願います。

款1財産収入の不動産売払収入は、一般会計の土地売払代金22万2,000円、
款2繰入金の一般会計繰入金は7,000万円の補正計上であります。

以上、大玉村土地取得特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第73号、令和5年度大玉村介護保険特別会計補正予算について。

それでは、歳出よりご説明申し上げます。

88ページをお開き願います。

款2保険給付費と92ページにかけての款4地域支援事業費につきましては、財源調整であります。

92ページをお開き願います。

款7諸支出金の償還金は、令和4年度介護給付費等の精算に伴う返還金889万3,000円の補正計上であります。

一般会計繰出金は、前年度決算の確定に伴う繰出金996万1,000円の補正計上であります。

予備費は、財源を調整し3,834万6,000円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

84ページをお開き願います。

款3国庫支出金は、財政調整交付金で754万9,000円の減額、保険者機能強化推進交付金81万1,000円、市町村介護保険保険者努力支援交付金118万円の補正計上であります。

款4支払基金交付金は、介護給付費交付金3,137万6,000円の補正計上であります。

86ページをお開き願います。

地域支援事業支援交付金は、8,000円の減額計上であります。

款7繰入金の介護保険基金繰入金は、基金取崩しで161万6,000円の減額計上であります。

款8繰越金は、前年度決算の確定により3,074万4,000円の補正計上であ

ります。

款 9 諸収入は、前年度業務委託料の確定により、地域包括支援センター業務委託料過年度精算金 2 2 6 万 2, 0 0 0 円の補正計上であります。

以上、大玉村介護保険特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

次に、議案第 7 4 号、令和 5 年度大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算について。それでは、歳出よりご説明申し上げます。

1 0 0 ページをお開き願います。

款 4 諸支出金の保険料還付金は、2 5 万円の補正計上であります。

款 5 予備費は、調整財源として 2 5 4 万 6, 0 0 0 円の補正計上であります。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。

9 8 ページをお開き願います。

款 5 繰越金は、前年度決算の確定により 2 7 9 万 6, 0 0 0 円の補正計上でありませ

す。以上、大玉村後期高齢者医療特別会計補正予算についてご説明申し上げます。

以上のとおり、令和 5 年度各会計に係る補正予算について、提案理由の説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（押山義則） 提案理由の説明が終わりました。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 日程第 7、請願・陳情について、常任委員会付託を行います。

6 月定例会以降、本日までに受理した請願・陳情は、お手元にお配りいたしました写しのとおり、陳情第 3 号の 1 件であります。

お諮りいたします。

議長から所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（押山義則） 異議なしと認めます。

議長から所管の常任委員会に付託をいたします。

配付いたしております付託表のとおり、陳情第 3 号を産業厚生常任委員会に付託いたします。

◇

◇

◇

○議長（押山義則） 以上で日程による議事が終了しましたので、本日の会議を閉じ、散会いたします。ご苦労さまでした。

（午前 1 1 時 2 9 分）